

## 八王子市魅力ある個店リノベーション補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中心市街地以外の地域で空き店舗、空き家を活用して営業する者に対して、空き店舗、空き家の改修にかかる経費の一部を市が毎年度の予算の範囲内において補助することにより、地域の活性化を促進し、にぎわいを創出することを目的とする。

2 本補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中心市街地以外の地域

八王子市中心市街地活性化基本計画において中心市街地と定めた範囲以外（別図に定める区域以外）をいう。

#### (2) 空き店舗、空き家

中心市街地以外の地域で店舗として活用できる建物で、1か月以上利用されていないもの、または新築後一度も入居がなく、竣工から1年以上経過しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア ショッピングセンター、大型商業施設内のテナント型のもの

イ 店舗面積が500平方メートルを超えるもの

ウ 店舗併用住宅等で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの（店舗営業を開始するまでに工事により店舗部分と住宅部分を分離することができるものを除く。）

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の規定に基づく中小企業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行う者を除く。）又は各種団体（政治活動及び宗教活動を行う団体は除く。）であり、かつ、別表1、2に定める要件を全て満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

(1) 市税を滞納している者

(2) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(4) その他市長が不適切と認める者

(補助事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中心市街地以外の空き店舗、空き家を活用して新たに出店する者が別表1のいずれにも該当する業務を行うために実施する改修工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助事業から除外する。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 政治活動、宗教活動にかかわるもの

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他の法令に違反するもの

(補助対象経費)

第5条 補助事業のうち、本補助金の交付対象となる経費は、別表3に掲げるものとする。

ただし、本補助金以外の補助金等を活用した経費は対象としない。

(補助金額)

第6条 本補助金額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）とし、50万円を限度とする。

(改修施工者等)

第7条 補助対象経費にかかる工事は、市内に住所又は、事務所又は事業所を有する業者が施工するものとする。ただし、特殊な内外装工事及び専門的な設備機器の導入等で市内の業者が施工できない場合は、この限りでない。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金交付申請書（第1号様式）に別表4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、同時に複数店舗等の申請を行うことはできない。

3 当該年度に本補助金の交付を受けた者は、当該年度に限り本補助金の申請を再度行うことはできない。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、本補助金の交付の可否の決定以前に交付申請を取り下げるときは、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金交付申請取下げ届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、第8条第1項の交付申請書の提出があったときは、審査基準によりその内容を審査した上で交付の可否を決定し、交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては八王子市魅力ある個店リノベーション補助金交付決定通知書（第6号様式）を、不交付を決定した者に対しては八王子市魅力ある個店リノベーション補助金不交付決定通知書（第7号様式）を通知する。

(中間確認)

第 11 条 市長は、補助事業の予定工期のうち、おおむね半分の期間が経過した時点で、その進捗状況について確認を行うことができる。

(補助事業の内容変更等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更又は中止若しくは廃止するときは、その内容についてあらかじめ市長に報告し、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金補助事業変更等承認申請書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については報告のみを求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金補助事業変更等承認書（第 9 号様式）により補助事業者へ通知する。

3 市長は、前項の規定により変更等を承認する場合は、当初の交付決定内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(営業内容の変更等)

第 13 条 補助事業者は、交付決定日から起算して 2 年が経過する日の属する会計年度の末日までに、営業内容の変更又は営業の中止若しくは廃止をするときは、あらかじめ市長に報告し、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金営業内容等変更届出書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、1 か月以内又は 2 月末日のいずれか早い期日までに、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金補助事業実績報告書（第 11 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業収支等報告書（第 12 号様式）
- (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類
- (3) 補助対象経費の内訳及び工事内容が確認できるもの
- (4) 補助事業完了後の店舗内及び外観の写真
- (5) 許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し（開業に必要な場合に限る。）
- (6) その他市長が指定する書類

2 補助事業者は、第 12 条第 2 項により、補助事業廃止の承認通知を受領したときは、1 か月以内又は 2 月末日のいずれか早い期日までに、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金補助事業（廃止）実績報告書（第 13 号様式）を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の補助事業実績報告書又は、前条第 2 項の補助事業（廃止）実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金交付確定通知書

(第 14 号様式) により、補助事業者に通知する。

(交付請求)

第 16 条 補助事業者は、前条の通知書の受領後、補助金の交付請求をするときは、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金交付請求書(第 15 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者が規則第 15 条に規定する事由のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第 12 条第 1 項の補助事業変更等承認申請又は第 13 条の営業内容等変更届出を行った場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) 前号のほか本要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、八王子市魅力ある個店リノベーション補助金付決定取消通知書(第 16 号様式)により、補助事業者に通知する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の取り消しは行わない。

(1) 死亡又は病気若しくはけが等の理由により事業を継続できない場合

(2) 天災地変その他の避けることができない理由により事業の継続が困難である場合

(3) その他、事業を継続できないことがやむを得ないものと市長が認める場合

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、補助事業者に期限を定めて八王子市魅力ある個店リノベーション補助金返還命令書(第 17 号様式)により、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 交付決定の一部を取り消した場合は、別表 5 の計算式により返還額を決定する。

3 補助事業者は、第 1 項の返還命令を受けたときは、当該命令額を期限までに納付しなければならない。

(状況報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度を含む 2 か年については、業務等の実施状況について、毎会計年度終了後 3 か月以内に八王子市魅力ある個店リノベーション補助金業務等実施状況報告書(第 18 号様式)により、市長に報告しなければならない。ただし、廃業している場合は、この限りでない。

(事業協力)

第 20 条 補助事業者は、地域の賑わい創出に寄与する事業に積極的に協力してまちの活性化に努めるものとする。

(終期)

第 21 条 本補助金制度の終期は、令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日とする。

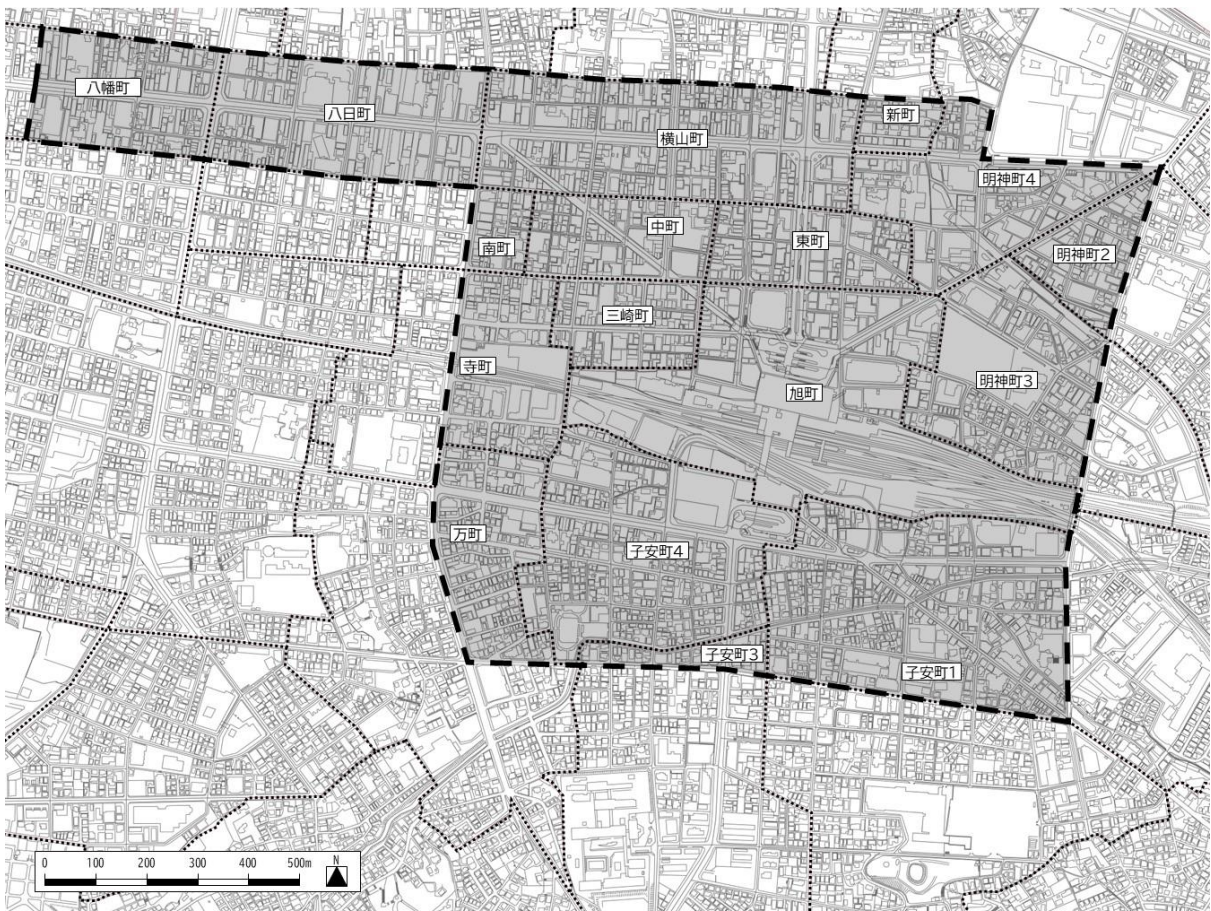
(定めのない事項の処理)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施工の日前にこの要綱による改正前の八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付要綱の規定により申請があった、または交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別図（第 2 条第 1 項関係）



(注) 甲州街道北側 100mに位置する道路（東側の中等教育学校敷地等を除く。）、かえで通り、子安公園通り、国道 16 号、八日町境及び八幡町境で囲まれた区域。特に甲州街道とは、国道 20 の「明神町」交差点から、「本郷横丁東」の交差点までの区間を指すものとする。

別表 1（第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項関係）

補助対象者の要件
----------

- (1) 自ら店舗経営を行うこと
- (2) 交付申請以前に空き店舗の改修工事及び営業を開始しないこと
- (3) 営業を行うための許認可その他法律に基づく資格が必要な場合において、当該許認可や資格を取得もしくは取得する見込みがあること
- (4) 空き店舗所有者との関係が別表2に該当しないこと
- (5) 市内での店舗移転ではないこと。ただし移転理由がやむを得ないものであると市長が認める場合を除く。

業務の要件

- (1) 街の活性化や集客が図られる魅力ある店舗であること
- (2) 小売業または飲食業、サービス業であること
- (3) 2年以上継続して営業する見込みがあること
- (4) 本補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに営業を開始すること
- (5) 店舗は週4日以上営業すること。(ただし開業後において、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない)
- (6) 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第4条第5項に規定する連鎖化事業(フランチャイズチェーン方式)でないこと
- (7) 八王子商工会議所または商店街がある地域においては商店街に加入するよう努めること

別表2 (第3条関係)

空き店舗所有者	補助対象者	関係
個人	個人	店舗所有者と補助対象者が生計を一にしている
		店舗所有者と補助対象者が2親等以内の親族
		店舗所有者と補助対象者が雇用関係にある
	法人	店舗所有者と補助対象法人の代表者又は役員が生計を一にしている
		店舗所有者と補助対象法人の代表者又は役員が2親等以内の親族
		店舗所有者と補助対象法人の代表者又は役員が雇用関係にある
法人	個人	店舗所有法人の代表者又は役員と補助対象者が生計を一にしている
		店舗所有法人の代表者又は役員と補助対象者が2親等以内の親族
		店舗所有法人の代表者又は役員と補助対象者が雇

		用関係にある
	法人	店舗所有法人の代表者及び役員と補助対象法人の代表者及び役員が生計を一にしている
		店舗所有法人の代表者及び役員と補助対象法人の代表者及び役員が2親等以内の親族
		店舗所有法人の代表者及び役員と店舗所有法人の代表者及び役員が2親等以内の親族

別表3（第5条関係）

補助対象経費
(1) 解体工事 (2) 外壁工事 (3) 看板設置工事 (4) 内装工事 (5) 建具工事 (6) 給排水衛生設備工事 (7) 電気設備工事 (8) 空調・冷暖房設備工事 (9) ガス設備工事 (10) 住宅分離工事 (11) 補助対象者が自ら店舗等改修を行う場合の資材等の購入費 ※建物への設置工事が必要となる機器等の購入費を含む

別表4（第8条第1項関係）

提出書類（共通）
----------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書（第 2 号様式）</li> <li>・ 空き店舗確認書（第 3 号様式）</li> <li>・ 誓約書（第 4 号様式）</li> <li>・ 賃貸借契約書の写し（交付申請時に契約を締結していない場合は、契約締結後速やかに提出）</li> <li>・ 経費の内訳が分かる見積書 ※ 1 者 100 万円以上の経費については、2 者以上の複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。</li> <li>・ 工事図面（平面図）</li> <li>・ 改修工事前の店舗内、外観及び補助対象箇所の写真</li> <li>・ 開業に必要な資格等を証明する書類等の写し</li> <li>・ その他市長が指定する書類</li> </ul>	
交付申請者に関する提出書類	
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票の写し</li> <li>・ 市民税・都民税納税証明書</li> <li>・ 所得税青色申告決算書又は収支内訳書（新規創業者は提出不要）</li> <li>・ 固定資産税・都市計画税納税証明書（該当がない場合は提出不要）</li> </ul>
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の登記事項証明書</li> <li>・ 直近決算分の法人市民税納税証明書 （新規設立者の場合は、代表者の市民税・都民税納税証明書）</li> <li>・ 法人の固定資産税・都市計画税納税証明書（該当がない場合は提出不要）</li> <li>・ 定款、規約、会則等</li> <li>・ 役員名簿</li> </ul>

※ 住民票、法人の登記事項証明書については、3 か月以内に発行されたものに限る。また、コピーによる提出も可とする。

※ 各納税証明書については、前年度の滞納がないものに限る。また、コピーによる提出も可とする。

別表 5（第 18 条第 2 項関係）

返還額の計算式	<p>補助金交付額 ÷ 24 × (24 月 - (営業を開始した日から営業内容の変更等を実施した日までの月数)) (月数に端数が生じたときはこれを切り捨てる。)</p> <p>算出した額に 1 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
---------	--